

座間味村保育施設入所申込案内



1. 座間味村の保育施設について

*家庭的保育施設について

施設名 座間味かいせい保育園

座間味村内の保育施設は地域型保育事業の保育施設1ヶ所のみとなります。

保育の時間等は基本的には認可保育所と同じです。

*家庭的保育とは・・・家庭的な雰囲気のもと、小人数（5名以下）の1歳児から2歳児を対象に家庭的保育者（保育士等）がきめ細やかな保育を行います。

・保育の時間

月曜日～金曜日・・・8：00～17：30

休園日・・・土曜日、日曜日、国民の祝祭日、慰霊の日、年末年始（12月29日～1月3日）

2. 保育施設へ入所できる基準

保育施設は、保護者その他同居の親族が労働又は疾病等により保育が困難な児童を入所させる児童福祉施設です。

したがって、すべての家庭の児童が無条件に入所できるわけではありません。「集団保育に慣れさせるため」、「下の子の保育に手がかかるため」などの理由では入所の対象となりませんので、下記の「保育を必要とする事由」をご確認のうえお申込みください。

3. 保育を必要とする事由

保育施設に入所できる児童は、座間味村に住所を有し保護者が次のいずれかの事由にある場合です。ただし、原則保護者以外に18歳以上65歳未満の同居の親族等（祖父母等）や保護者に代わり保育できる方がいる場合は除かれます。

	保育を必要とする事由	保護者の状況	保育実施機関	保育必要量
①	就労	ひと月において月64時間以上就労していること。※自営業、農業経営者等含む。	就労期間中	標準時間 (月120時間以上就労) 短時間 (月120時間未満就労)

②	疾病・障がい等	保護者が病気やケガ、または心身に障がいがある。	保護者の療養期間中	申請内容により判断
③	看護・介護等	同居の親族を常時看護、又は介護している。	親族の療養期間中	申請内容により判断
④	災害復旧等	災害の復旧にあたっている。 (震災・火災・風水害等)	災害復旧に要する期間	標準時間
⑤	求職活動	求職活動(起業の準備等を含む)を継続的におこなっていること。	90日間	短時間
⑥	虐待・DV	虐待やDV(家庭内暴力)を受けている、又は受ける恐れがあること。	必要な期間	標準時間
⑦	その他	村長が必要と認めるとき。	必要な期間	申請内容により判断

※上記の基準に該当しない場合、基準に該当しているが定員に余裕がない場合は入所できません。

※疾病・障がい、看護・介護について、申請内容によっては保育施設へ入所できる基準を満たさない場合があります。詳しくは保育担当へお問い合わせください。

4.保育料算定方法について

保育料は、各家庭で異なり、同一生計を営む世帯の全員の住民税額および保育児童数によって決定されます。住民税等の申告がない場合、保育料の算定ができず入所ができません。申告漏れがないようにしてください。

*保育料の切り替え時期

村民税の賦課決定が6月になっている事から、毎年4月～8月は前年度の村民税課税額（所得割）、9月～3月は当年度の村民税課税額（所得割）に基づいて保育料が決定されます。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
保育料の算定方法	平成31年度の市町村民税額で算定します	令和2年度の市町村民税額で算定します										

◆税情報が確認できない方

保育料算定時に税情報が確認できない方は、保育料が仮算定になります。

◆所得課税証明書の提出について

①座間味村外に住所があった方

*保護者、同居人とも村外に住所があった場合は、全員分必要です。

- ・平成31年1月1日時点で村外に住所ありの場合
⇒「令和元年度所得課税証明書」を提出してください。
- ・令和2年1月1日時点で村外に住所ありの場合
⇒「令和2年度所得課税証明書」を提出してください。

②住民税等申告が未申告の方

座間味村役場総務・福祉課（税務担当）での申告が必要になります。扶養に入っている方でも、就労していて収入のある場合必ず申告をしてください。（扶養に入っている方で収入が0円の場合は、申告の必要はありません。）

5.利用者負担額（保育料）の支払いについて

利用者負担額（保育料）は、毎月、家庭的保育事業 座間味かいせい保育園（仮称）へ直接お支払いください。座間味村の利用者負担額（保育料）は下記の通りとなります。



座間味村利用者負担額（保育料）基準額表

*令和元年10月1日より0歳児～2歳児までの非課税世帯は無料となります。

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層		利用者負担月額(各階層の上限が第1子、下段が第2子以降に係る金額)
層区分	定義	保育標準時間 満3歳未満(3号認定)
A 生活保護世帯		円 0 (0)
B	B1 A階層を除き、市町村民税非課税世帯	0 (0)
	B2 B1に該当する世帯以外の世帯	8,000 (4,000)
C	C1 A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、所得割の課税世帯であって、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	14,000 (7,000)
	48,600円未満	23,500 (11,750)
	48,600円以上 97,000円未満	33,500 (16,750)
	97,000円以上 169,000円未満	37,500 (18,750)
	169,000円以上 301,000円未満	41,000 (20,500)
	397,000円以上	44,500 (22,250)

5.入所希望申込児童の保育施設入所までの流れ

「保育の必要性」の認定申請及び入所申し込み

支給認定証の交付（3号認定）
保育の必要量が認定されます。
※支給認定証は入所の決定をお知らせするものではありませんのでご注意ください。



利用調整

- 提出された書類の審査（就労状況確認等）
- 申請者の希望、保育施設の状況などにより『座間味村保育施設の利用調整等に関する規則』に基づき、村が利用調整をします。



入所承諾決定
「入所決定通知書」を保護者に通知します。

不承諾
「入所不承諾通知書」を保護者に通知します。



保育施設との面接
入所承諾した保育施設で面接を行います。新規児童は健康診断書を面接時に保育施設へ提出。

6. 支給認定申請及び入所申込みに必要な書類について

*提出書類の年齢は令和2年4月1日時点の年齢をご記入ください。

◆新規申込者全員が申込み時に必要なもの

- ①印鑑（押印漏れや訂正の際必要となりますので、書類提出時には必ずご持参ください。）
 - ②申請者（保護者）の本人確認書類（運転免許証等）と世帯員のマイナンバー（個人番号）が確認できる書類（マイナンバー通知カード等）
 - ③支給認定申請書兼利用申込書（表、裏）（児童1名につき1部）
 - ④座間味村保育施設入所条件確認票及び同意書
 - ⑤「保育を必要とする事由」を証明する書類
- ※父・母で、それぞれ一部ずつ必要です。また、各世帯の状況で変わりますので、下記の表でご確認ください。

	勤務	勤務証明書 ※指定の様式
①就労	自営業・内職・日雇（委託契約含）	自営業・農水産業・内職申立書 ※指定の様式
		自営業添付書類 ※青色申告の控えもしくは直近3ヶ月分の支払い明細書等(直近3ヶ月内に事業を始めた方は営業許可証など)
		内職・日雇い添付書類 ※直近3ヶ月分の支払明細書
②疾病・障がい		診断書（保護者用） ※指定の様式
③看護・介護		診断書（看護・介護証明書） ※指定の様式
④災害復旧活動中		罹災証明書
⑤求職中		就労契約書 ※指定の様式
⑥虐待・DV・⑦その他		直接、お問い合わせください

・該当する場合、申込み時に提出が必要なもの

ひとり親世帯	児童扶養手当受給者証・母子及び父子家庭等医療費受給者証の写し（上記を受給していない場合、戸籍謄本）
障がい者のいる世帯	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳・特別児童扶養手当証書の写し
生活保護世帯	生活保護受給証明書

保育士として フルタイム勤務の場合	保育士証
令和2年1月1日に 村外に住所のあった方	令和元年度所得課税証明書(保護者、同居人の分)

7.入所の承諾及び不承諾について

入所については、提出書類により適正な審査を行い、「保育を必要とする」程度の高い児童から入所となります。入所決定の際は、「施設利用契約決定通知書兼保育料決定通知書」にて通知します。また入所基準を満たしていても、保育施設の定員等の状況により入所できない場合は、「保育所等入所不承諾通知書」にて通知しますのであらかじめご了承ください。

8.利用調整（選考）方法について

利用調整（選考）は、保育の必要度の高い方を優先とします。保育の必要度は座間味村保育施設入所実施基準及び調査票に基づき、点数化しています。



＊＊ご注意ください＊＊



◆保育施設入所について

- ・必要書類の提出がない場合には、選考の対象になりません。また不備の場合は受付できません。
- ・受入人数は退所等により空きが出た場合に選考を行いますので、希望する月に必ず入所できるとは限りません。
- ・選考は申込の先着順ではなく、保育を必要とする程度の高い順に行いますので、入所の順番や待機の順番は変動する場合があります。
- ・入所決定は、書類審査・調査（電話・訪問等）により保育を必要とする程度の高い方から決定します。保育所等入所後にも、電話・訪問等による勤務等状況調査がありますので、ご了承ください。
- ・保育所入所後でも、申込書や添付書類等に虚偽がある場合は、入所の取消しや支給認定の取消し及び過料の対象となる場合があります。
- ・保育所等入所要件を満たさなくなった（保育を必要とする状況でなくなった）場合等は、保護者の在園希望期間に関係なく退所または入所の対象外になります。
- ・村外転出の場合、保護者希望により転出日を含む月末まで在園が認められます。（ただし、月をまたいでの在園は認められませんので、ご了承ください。）

◆届け出

- ・世帯状況が変わったときは、至急届出を行ってください。

※例 勤務状況の変更、退職（求職活動）、児童扶養手当の支給停止、障がい者世帯への変更、所得の修正申告など）

なお、変更後の「勤務証明書」は、速やかに提出してください。もし、保育を必要とする要件に該当しないことが判明した場合は中途退所になります。

・母子・父子世帯になり、児童扶養手当や母子及び父子家庭等医療費を申請した場合は、受給者証が届きましたらその写しを座間味村役場総務・福祉課母子担当へ提出してください。

・退所する場合は、退所希望日の2週間前までに保育施設にて手続きを行ってください。

